

令和6年度 児童福祉施設指導監査結果(障害児入所施設及び児童発達支援センター)

■ 令和6年度は児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センターに対する指導監査を6件実施しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1 障害児入所施設	東大寺光明園	社会福祉法人 東大寺福祉事業団	実地監査	少なくとも5名の利用者について、入所支援計画の作成等に係る業務が適切に行われていなかった。 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うとともに、入所支援計画の変更にあたっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ること。 また、他の利用者についても点検を行うこと。 【児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第6項、第8項準用】 少なくとも2名の利用者の入所支援計画について、児童発達支援管理責任者以外の者がモニタリングを行っていた。 ついては、他の利用者についても点検を行うとともに、今後の入所支援計画の作成等に関する業務に当たっては、児童発達支援管理責任者が実施すること。 【児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第8項準用】	個別支援計画の作成において、6か月の支援期間を月初め・月終り日で区切り、支援期間内にモニタリング・カンファレンス・計画立案・同意までの予定を一覧化する。 また、マニュアルに例をあげるとともに、児童発達支援管理責任者(育成部長)が適宜、監査を行い、再発防止に務める。 ※別紙「個別支援計画フローチャート」参照 児童発達支援管理責任者の登録について、今後は登録申請事務と児童発達支援管理責任者の連携体制を構築し、修了証受領において、児童発達支援管理責任者統括(育成部長)が確認・一覧化後、始動することとし、その旨をマニュアルに追記する。 児童発達支援管理責任者統括(育成部長)が適宜、監査を行い、再発防止に努める。 ※別紙「個別支援計画書類作成の手順」参照
2 障害児入所施設	重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴードル	社会福祉法人 バルツァ事業会	実地監査	少なくとも1名の利用者について、児童発達支援管理責任者ではない者が入所支援計画を作成していた。 他の利用者についても同様の不備がないか点検を行い、不備のあった利用者については、速やかに児童発達支援管理責任者が適切に入所支援計画を作成し、入所給付決定保護者及び障害児に同意を得て交付すること。 【児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第21条準用】 少なくとも1名の障害児について、移行支援計画が作成されていなかった。 15歳に達した障害児については、速やかに児童発達支援管理責任者が適切に移行支援計画を作成すること。 【児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第21条の2準用】	児童発達支援管理責任者の届出を行うとともに、不備がないか入所支援計画の点検を行った。 移行支援計画の再確認を行い、点検を行うとともに、未作成者の計画を作成する。
3 児童発達支援センター	児童発達支援センターくれよん	社会福祉法人 ならやま会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
4	児童発達支援センター	仔鹿園	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	実地監査	無	
5	児童発達支援センター	児童発達支援センターしおん	社会福祉法人 大和伸進会	実地監査	無	
6	児童発達支援センター	東大寺福祉療育病院華の明	社会福祉法人 東大寺福祉事業団	実地監査	少なくとも1名の利用者について、サービスの利用開始日よりも計画の同意日が遅い日付となっていたため、他の利用者についても点検を行うとともに、今後は、児童発達支援計画の内容について利用者から同意を得た上で、サービスの提供を開始すること。 また、児童発達支援計画の作成に当たっては、個別支援会議において、児童発達支援計画の原案の内容について、指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び保護者等から意見を求めること。 なお、児童発達支援計画に、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向を記載すること。 【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条】	個別支援計画の作成にあたって流れを見直し ①サービスの利用開始日より前に、事前のモニタリングのよって保護者の意向を聞き、個別支援会議の日程調整を行う。 ②個別支援会議に本人と保護者に出席してもらい、その中で個別支援計画の案を提示したうえで、本人と保護者の意向を伺う。 ③個別支援会議の中ででた意見をもとに個別支援計画を作成し、保護者の同意を得、署名をもらう。その後利用開始となる。 個別支援計画の様式を見直し、「利用児及び家族の生活に対する意向」と「総合的な支援の方針」を記載する欄を付け加えた。 ※別紙「個別支援計画書」参照